

【参考】

新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において 認められる公的支援の基準

- (1)国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの）が実施しているもの。
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。
- (3)当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

制度例

制度名	主な実施機関
新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）	日本政策金融公庫
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫
危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行
セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証	信用保証協会
小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	（独）中小企業基盤整備機構
小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局
緊急小口資金 総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会
厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体
国税・地方税の納付猶予	国税庁 ・ 地方公共団体

例に挙げたもの以外でも、(1)～(3)の基準に該当する制度であれば対象となります。

※学生対象の『学びの継続のための学生支援緊急給付金』は対象とはなりません。